

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	提出議員案について	2
①	議員案第1号 矢板市議会委員会条例の一部改正について	2
(2)	提出議案について	3
①	追加議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第6号）	3
(3)	協議事項について	5
①	追加議案及び議員案の取扱いについて	5
(4)	報告事項について	6
①	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について	6
②	第7期矢板市障がい福祉サービスプランの策定に伴うパブリックコメントの実施について	7
③	第9期矢板市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（あんしん・ささえあいプラン）の策定に伴うパブリックコメントの実施について	9
④	矢板市子ども未来館に関するネーミングライツ事業について	11
⑤	矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランの策定に伴うパブリックコメントの実施についての実施について	11
⑥	事故報告について	13
⑦	矢板市長選挙の日程等について	14
4	その他	15
5	閉会	15

日 時 令和5年12月7日(木) 午前10時00分～午前10時30分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長兼総務課長
- ⑦ 社会福祉部長兼社会福祉課長
- ⑧ 高齢対策課長
- ⑨ 子ども課長
- ⑩ 経済部長兼農林課長
- ⑪ 建設部長兼建設課長
- ⑫ 選挙管理委員会事務局長

- 齋 藤 淳一郎
- 三堂地 陽 一
- 塚 原 延 欣
- 和 田 理 男
- 宮 本 典 子
- 高 橋 弘 一
- 沼 野 晋 一
- 加 藤 清 美 子
- 高 橋 理 子
- 村 上 治 良
- 柳 田 豊 子
- 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 副主幹
- ③ 副主幹

- 星 哲 也
- 粕 谷 嘉 彦
- 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、追加議案といたしまして、追加議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第6号）を提出いたします。

追加議案につきましては総務課長から、報告事項につきましては所管の部課長から御説明しますので、よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 提出議員案について

① 議員案第1号 矢板市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長 (1)提出議員案について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 議員案第1号 矢板市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、本日午前9時から、第2委員会室において、議会運営委員会を開催し、議員案1件を提出することに決定いたしました。

議員案第1号 矢板市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、御説明いたします。地方自治法の一部改正に伴い、議員が市に対し、

請負をするもの、または支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため、新たに条例を制定するものであります。

提出に当たりましては、私が提出者、議運の委員5名が賛成者として、提出いたします。

日程につきましては、本日の最後に提出いたしまして、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 提出議案について

① 追加議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

○議長 次に、(2)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

追加議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策による物価高騰対応を重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠に係る補正でございます。

この低所得世帯支援枠は、物価高騰等に直面する低所得世帯への支援を目的としておりまして、低所得世帯に対して7万円を支給するものでございます。

それでは補正予算書の1ページになります。

追加議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第6号）、以下の朗読は省略させていただきます、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表を歳入歳出予算補正でございます。上の段の歳入につきましては、15款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は2億540万6千円、歳入総額は165億2,172万5千円となります。

下の段の歳出につきましては、3款 民生費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は、2億540万6千円、歳出総額は165億2,172万5千円となります。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書のほうで御説明いたします。

予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。

まず、2歳入でございます。先ほど申し上げましたが、今回の補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る経費の補正でございます。そのため、歳入は15款 国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のみの補正となっております。

続きまして、3歳出でございます。3款1項1目 社会福祉総務費の価格高騰緊急支援給付金給付事業でございます。

こちらは電力やガス、食料品などの価格高騰による負担増の影響が大きい低所得世帯に対し1世帯あたり7万円を支給する事業でございます。支給対象は、本年12月1日において、本市の住民基本台帳に記録され、同一の世帯に属する者全員が、令和5年度分の市民税均等割が課税されていない世帯の世帯主に支給するものでございます。

印刷製本費は、通知用の封筒などの印刷代、通信運搬費は通知書などの郵

送料、手数料は口座振込手数料、委託料はシステム改修の委託料などでございまして、扶助費といたしまして2,900世帯分を見込んでおります。

なお、今回の支給に当たりまして、前回3万円を支給しました世帯のうち、住民情報や税情報の変更がない世帯に対しましては、年内12月末に支給することで調整しております。

簡単ですが説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

① 追加議案及び議員案の取扱いについて

○議長 次に、(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 追加議案及び議員案の取扱いについて、御協議を申し上げます。

本日、市長から追加議案1件が提出され、議長からその取扱いについて協議していただきたい旨の諮問がありましたので、本日、午前9時から第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、当初議案の審議終了後、慣例により委員会付託を省略し直ちに審議をお願いしたいと思っております。また、議員案1件についてはただいまの追加議案の審議終了後、委員会付託を省略し直ちに審議をお願いしたいと思っております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 議運長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について

○議長 次に、(4)報告事項について、①について説明を求めます。

○総合政策課長（和田理男） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用について御報告いたします。

先ほど総務部長から説明いたしました低所得世帯支援枠に加えまして、生活者、事業者支援のための推奨事業メニューといたしまして、約 6,900 万円が交付されます。この臨時交付金に対しまして、実施予定の事業について御説明いたします。

まず、生活者支援ですが、省エネ家電購入費補助事業として、節電効果が高いエアコンなど、家電機器や給湯器など、量販店を除く市内小売店で購入する費用の一部を補助します。

次に、やいた応援クーポン券配布事業として、市民全員を対象として、市内店舗で使えるクーポン券を発行し、物価高騰の影響を受けている市民生活とともに、地域経済への消費拡大を図ってまいります。

さらに、18 歳までの子育て世代に対する一層の支援として、こどもまんなかクーポン券を配布いたします。

次に、事業者支援ですが、市内の事業者に対しましても、省エネ家電等の購入費補助事業を実施いたします。

また、農業の生産者、土地改良区、運送・タクシー事業者、保育所等に対

しましても、光熱費、燃料費などの支援を実施いたします。

これら事業の総額は、国からの交付金に加えて、一般財源を活用しまして総額約1億1,000万円程度となるところです。

本件につきましては、取りまとめ次第、補正予算を議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 第7期矢板市障がい福祉サービスプランの策定に伴うパブリックコメントの実施について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○社会福祉課長（沼野晋一） 第7期矢板市障がい福祉サービスプランの策定に伴うパブリックコメントを実施することについて御報告いたします。

この計画につきましては、令和3年度から5年度までの3年間の第6期計画が本年度末で計画期間が終了となることから、現在、矢板市地域自立支援協議会及び同協議会計画策定等部会で検討を進めております。

このたび第7期の素案がまとまりましたので、計画案に対し広く市民の方々より御意見を伺うため、パブリックコメントを実施するものでございます。

実施期間につきましては12月8日から令和6年1月9日まで、実施方法は社会福祉課及び各公民館、きずな館、市内障がい福祉サービス事業所等で閲覧できるほか、市ホームページにも掲載し、広く意見を募集します。

まず、障がい者に関する計画について御説明いたします。市の障がい者に

関する計画につきましては、矢板市障がい者福祉計画、そして矢板市障がい福祉サービスプランの二つの計画があります。

障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的、計画的な推進を図るため、基本的理念や施策の方向性を定める計画になります。

現在は、第5次矢板市障がい者福祉計画として、計画期間は令和3年度から8年度の6年間の計画を定めております。

もう一つの障がい福祉サービスプランにつきましては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、そして児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を合わせたものでありまして、今回策定するものでございます。

このサービスプランにつきましては、障がい者の地域での暮らしを支援する福祉サービス等の提供体制の確保や、サービスの見込み量について定めるものになります。

障がい者福祉計画の6年間のうち、後期部分の令和6年度から8年度の3年間の計画となります。

それでは素案について、概略を説明させていただきます。概要版を御覧いただきたいと思っております。

まず一つ目の丸、計画策定の趣旨について記載しております。そして次の丸につきましては、計画の具体的な目標として、こちらのほうは国の基本方針に基づく七つの目標を記載したというところでございます。そして次の丸でございますけれども、障がい福祉サービス等の見込み量と提供体制の確保といたしまして、こちらのほうにつきましては、主な各種サービス等の見込み量確保のための方策と第7期の見込み量を記載しております。そして計画の推進体制、そしてさらに、計画の進捗管理について記載しているというところ

ころでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 第9期矢板市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（あんしん・さ
さえあいプラン）の策定に伴うパブリックコメントの実施について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○高齢対策課長（加藤清美） 第9期矢板市高齢者プラン策定に伴うパブリッ
クコメントの実施につきまして、御報告いたします。

現在の第8期計画が今年度で終了することから、次期計画を策定するため
添付資料の計画案により、パブリックコメントを実施するものであります。

実施期間につきましては、明日12月8日から令和6年1月9日まででござ
います。

閲覧場所は高齢対策課のほか、各公民館、きずな館のほか、市のホームペ
ージでございます。

それでは計画案について簡単に御説明いたします。

今回は、法律上大きな改正はございませんので、第8期計画のさらなる充
実を図っていく、いわば改訂版と捉えていただければと思います。

まず、計画案の目次を御覧いただきたいと思えます。タブレットの画面で
すと、8ページ、9ページの見開きのページになります。概要版の後になり
ます。

第1部の総論と第2部の地域包括ケアシステムの推進から構成されており

ます。

次に、計画書の6ページ、画面ですと16、17ページの見開きのページになります。第9期計画策定における主な視点を御覧ください。国の基本指針において、第9期計画で充実を図る主な項目として、地域の実情に応じたサービス基盤の整備や、在宅サービスの充実による介護生活基盤の計画的な整備、地域共生社会の実現、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化による地域包括ケアシステムの深化・推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上などが挙げられております。

各部の概要につきましては、第1部では市の現状やアンケート結果、それらに基づく計画の基本的な考え方と将来推計などを記載しております。

第2部では地域包括ケアシステムを推進するための基本目標、第1章から第5章までに章立てをしまして、新規事業及びより力を入れていく事業などを具体的に記載しております。

なお個別事業につきましては説明を省略させていただきますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

今後の予定につきましては、パブリックコメントの結果がまとまり次第、全員協議会に報告させていただき、3月の市議会定例会議におきまして、介護保険条例の一部改正案を提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市子ども未来館に関するネーミングライツ事業について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○子ども課長（高橋理子） 矢板市子ども未来館のネーミングライツ事業につきましては、今年度末で契約期間が満了となるため、来年度からのネーミングライツパートナーを新たに募集いたします。

期間は令和6年4月1日から5年間とし、ネーミングライツ料は年間30万円以上といたします。

募集は、明日12月8日から1月10日までの期間とし、応募資格といたしましては、市内だけではなく、市外の企業も対象とする予定です。

周知方法につきましては、市のホームページへの掲載のほか、企業等への案内を行うこととしております。

応募者の選定に当たりましては、審査会を設置し、審査基準に基づき選定をいたします。

今後につきましても、市内外の利用者に親しまれ、多くの子育て家庭に御利用いただける施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランの策定に伴うパブリックコメントの実施についての実施について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○農林課長（村上治良） 矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランの策定に伴うパブリックコメントの実施について御説明いたします。

まず、その概要を説明いたしますので資料を御覧ください。本年10月1日に施行いたしました矢板市森づくり条例に基づき、次世代へ豊かな森林を継承することを目的として、本市の森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、矢板市森づくりビジョン及び矢板市森づくりアクションプランを策定いたします。

計画期間は、森づくりビジョンが本市の森林の概ね10年後の目指す姿、将来像やその達成に向けての基本的な施策を示すこととしており、森づくりアクションプランがビジョンで示したことを実現するために概ね5年間の行動計画といたします。

主なポイントを説明してまいります。別添資料がついているかと思うのですが、そちらの矢板市森づくりビジョン案の4ページをお開き願います。そちらの下段にピラミッド型のイメージ図があると思います。そちらの最上位には、基本理念を定めた条例がございます。次に条例の具現化に向けた基本構想であるビジョン、さらにビジョンで示された基本的施策の行動計画としてアクションプランが広がっている構図となっております。

次の6ページには、推進体制として有識者、市民からの公募委員などを含む矢板市森づくり協議会を設置しており、ビジョン等の策定、見直しなどを審議、答申を行うことといたしました。

次にページが進みますが、14、15ページには、基本理念として、四つの目指す姿を設定し、それぞれが調和を図りながら森林資源を生かした地域を目指して本市の森づくりを行い、人と森林が共生する地域を目指してまいります。

す。

次の16、17ページには、森づくりの基本的な施策の推進体系図、18ページには、よりイメージがつかみやすいような取り組むべき内容が一目で分かるよう表示を工夫したものがついております。

次の19ページは、基本的施策を着実に実行するため、進行管理を行うためのPDCAサイクルをまわしてレベルアップを図ることといたします。

次に、矢板市森づくりアクションプラン案についてですが、こちらも別冊となりますが、3ページの上段に、策定の目的のとおり森づくりビジョンで示す目指す姿を実現するために、目標値を掲げ行動計画を示し、その取組を推進することとしております。詳細な内容につきましては、後ほど御覧いただければと思いますが、森づくりビジョンで示した基本的な施策の取組と指標を細かく設定したものでございます。

これら計画案の概要についての説明は以上となります。

なおパブリックコメントにつきましては、資料に記載のとおり実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 事故報告について

○議長 次に、⑥について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊） 道路等において発生した事故について御報告いたします。

内容につきましては、橋梁上での車両破損及び人身事故でございます。事故発生日時は令和5年11月12日午前11時22分頃、場所は矢板市上伊佐野1021番126地先の市道第一農場1号線上です。

添付資料の位置図を御覧いただきながら御聴き取りください。事故状況は、市道橋新明橋上の橋面舗装打ち継ぎ目の劣化による陥没穴において、原動機付自転車が通過した際に前輪を落とし転倒し、車体及び人身を損傷したものでございます。

今後の対応につきましては、事故当事者との示談交渉に入りますが、合意が成立した場合は、専決処分などの所定の手続きを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

なお、この事故の発生箇所につきましては、事故後速やかに舗装穴埋め修繕を完了したところであり、今後も道路での事故再発防止に努めてまいります。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 矢板市長選挙の日程等について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（柳田恭子） 市選挙管理委員会において、令和6年4月16日に任期満了となる矢板市長の選挙の日程が決まりました。

この件につきましては、新聞等で既に報道されておりますが、改めて御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

令和6年3月31日告示、4月7日投開票、期日前投票及び立候補関係につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

5 閉会

○議長 ないものと認めます。

以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:30)

令和 年 月 日

議長